

尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和5年3月27日 午後1時42分～午後2時47分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	能島 裕介
教育次長	高橋 利浩
管理部長	西村 和修
社会教育部長	橋本 貴宗
企画管理課長	西田 啓行
職員課長	西川 欣伸
歴史博物館長	伊元 俊幸

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第25号 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第26号 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係規程の一部を改正する訓令について
- (3) 議案第27号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について

日程第3 協議・報告

- (1) 尼崎市指定文化財の指定について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後1時42分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。2月定例会および臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりで。内容に質疑等はありませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。2月定例会および臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員

異議なし

白畑教育長

異議なしと認めます。よって、2月定例会および臨時会の議事録を承認することいたします。それでは、日程第2「議事」の「議案第25号 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係規則の一部を改正する規則について」および「議案第26号 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係規程の一部を改正する訓令について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。西田 企画管理課長。

企画管理課長

企画管理課長でございます。「議案第25号 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係規則の一部を改正する規則について」および「議案第26号 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係規程の一部を改正する訓令について」をご説明申し上げます。お手元の資料1ページをお開き願います。令和3年に制定されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年度より、本市を含むすべての地方公共団体の個人情報保護制度は、国の行政機関と同様の規律が適用されることとなります。これにより、3月6日の尼崎市議会定例会において、「尼崎市個人情報保護条例」を廃止する旨を含む議案が可決されましたことから、教育委員会の規則及び規程の所要の整備を行うため、改正を行うものです。まず、議案第25号の関係規則についてでございます。今回、改正を行う規則につきましては、「尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」、「尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則」、「尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則」の3規則となります。3ページをお開きください。改正内容についてでございます。改正箇所につきましては、新旧対照表の記載のとおり、いずれの規則も同様のものとして、「尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改めるものです。次に、施行日についてでございます。施行日は、令和4年度をもって尼崎市個人情報保護条例が廃止されることから、令和5年4月1日に施行するものとしております。続いて、議案第26号についてでございます。4ページをお開きください。議案第26号では、「尼崎市教育委員会事務局事務処理規程」及び「尼崎市教育委員会事務局公文書管理規程」について改正を行うものです。6ページの新旧対照表をご確認ください。改正内容につきましては、廃止される尼崎市個人情報保護条例の規定を、それに対応する個人情報の保護に関する法律の条文に置き換えた形としております。参考として、8ページに尼崎市個人情報保護条例と個人情報の保護に関する法律の関係条文を記載しておりますので、ご清覧ください。最後に、施行日についてでございます。議案第25号と同様、令和4年度をもって尼崎市個人情報保護条例が廃止されることから、令和5年4月1日に施行するものとしております。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

- 徳山委員 自己情報の開示訂正および利用停止の請求について、開示等の請求に関する手続きの主要な部分を法律で規定となっているが、今後も窓口としては開示の請求を受けるのは各市町村になるのか。現状、個人情報に関しては、いろんな部署と議論した上で決定されていると理解しているが、今後は国のどこの担当部署が個人情報保護委員会に問い合わせを行うといったような運用のフローは示されているのか。
- 企画管理課長 今後、国がガイドライン等を作っていくと思いますが、おそらく今までと同じような事務の流れになるかと思われます。
- 中平委員 指定管理者に求めることも今回の改正で変更になっているが、指定管理者とは何年度かに渡って契約している中で、令和5年度から改正となった時に、契約書や仕様書の内容に関しては5年度以降に変更して適用していくのか。あるいは、個人情報保護条例と書いたままにしておいて、それを読み替えて運用していくのか。
- 職員課長 指定管理者の制度の所管課が、次年度向けに委託契約の条文をどういうふうに変更するか、どう運用するかというのを検討されていると思われますので、法改正に伴った改定を行う前提で動いているところです。
- 白畑教育長 他に質疑はございませんか。
- 白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第25号」および「議案第26号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
- 教育委員 異議なし
- 白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第25号」および「議案第26号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第27号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
西川 職員課長。
- 職員課長 職員課長でございます。「議案第27号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」につきましてご説明申し上げます。こちらの協定は、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の職員に補助執行させるために、市長と教育委員会との間で結んでいる協定でございます。それでは16ページ、新旧対照表をご覧ください。16ページでございます。第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に4号として1号を加えております。内容といたしましては、先ほどの議案でも関係しております個人情報の保護に関する法律の改定に伴ったものでございまして、市民等が行政が行った処分に対して、不服を申し立てる制度である審査請求のうち、これまで教育委員会等の行政委員会の所管課が処分庁となった審査請求では必要のなかった附属機関への諮問が義務付けられることを受けてのものでございます。同じく、公文書を取り扱うという共通の性質があります、情報公開条例におきましても、審査請求の制度がございすけれども、こちらについても諮問を義務

付けることが合理的であるというふうに考えまして、情報開示請求等の審査請求においても諮問を行うために、令和5年2月議会におきまして情報開示請求と個人情報開示請求に係る不服申立の審査庁に違いがないよう、「尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」におきまして審査庁を市長と決めました。これは行政不服審査法上、附属機関への諮問を行うことが地方公共団体の長が審査長となる場合に必要とされているということを規定されていることからでございます。しかしながら、実態としましては、公文書ないし個人情報記録された公文書を保有するとともに、その公文書の作成又は取得に係る制度や手続を熟知する行政委員会等が審査庁の事務を担うことが最も効率的かつ合理的であるため、条例の施行にあわせまして、補助執行させる事務をより明確に規定することを目的に、協定の改正を行うこととなりました。なお、こちらの協定の施行日は令和5年4月1日としております。以上で、「議案第27号予算の施行等に関する協定の一部を変更する協定について」に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

白畑教育長 参考資料は今回の協定の変更とどう関係しているのか。

職員課長 個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律を適用していくこととなりますが、法律を逸脱しない限り例えば手続き面といった部分等は各自自治体で別途条例で定めることができるようになっております。その辺りを定めたものが参考資料の法律施行条例に記載されています。今後は法律と施行条例で個人情報の取扱いを行っていくこととなります。

中平委員 今回は情報公開の審査請求を教育委員会の中で補助執行できるものと理解している。従来は首長の方でされていたものを教育委員会でもできるようになる変化と思うが、条例の廃止と協定の変更の関係がちょっと見えにくいところがあるので、そのあたりを伺いたい。

職員課長 従来、審査請求が行われる場合というのは、例えば市長の場合であれば、行政不服審査法に基づいて附属機関に諮問する形になっていましたが、行政委員会の場合は諮問する必要、義務はないような状態でした。今回、法が改正されることに伴いまして、個人情報の保護に関する部分は、必ず諮問することとなり義務規定になりましたので、一旦、審査請求を行う先を市長にする必要がございますが、そうすると教育委員会等の行政委員会で行われた事務のことを、市長が全て判断しなければなりませんので、審査請求に関する事務を行政委員会でもできるように協定に追記したものが、今回の改訂内容でございます。つまり、元々、教育委員会で行っていたものが法の改正等で長の権限になりましたので、それを事務的に教育委員会でもできるようにするために今回の協定を結んだという形になります。

中平委員 教育委員会へ補助執行することで、審査委員会の体制も変更となるのか。

職員課長 長が審査委員会に諮問することになりますので、教育委員会で調べた結果を長に上げたものが、審査委員会に諮られるという形の流れになります。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第27号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第27号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開します。日程第3「協議・報告」の「尼崎市指定文化財の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。伊元 歴史博物館長。

歴史博物館長 歴史博物館長でございます。令和4年度の尼崎市指定文化財の指定につきましてご報告させていただきます。令和4年度の尼崎市指定文化財の指定につきましては、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、令和4年11月17日付にて、尼崎市文化財保護審議会に諮問いたしておりましたが、去る2月22日に同審議会よ

ちゅうもん
とうだいじだいぶつでんあぶらなっしょます
り、本年度の尼崎市指定文化財の候補物件として、東大寺大仏殿油納所

注 文 について調査を行いました結果、市指定文化財としての文化財的価値判断をするためには、十分な審議等が必要であると判断し、当該指定候補物件の文化財的価値の評価と指定の判断については、次年度に継続して調査審議することとし、本年度については尼崎市指定文化財に指定すべき文化財は該当なしとします。なお、参考資料としまして、文化財保護審議会からの答申書の写しを添付しておりますので、あわせてご清覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。今回は、調査に時間を要しているということなのか。

歴史博物館長 例年、文化財保護審議会を3回実施しておりまして、1回目に諮問、2回目に調査、そして3回目に答申をいただいておりますが、今年度は2回目の審議会に諮問を行いましたことから、3回目に答申をいただくことができないため、令和4年度の指定文化財の指定はないということでご報告させていただきました。

中平委員 指定文化財として認められないといった理由ではないのか。

歴史博物館長 審議会へ諮問を行うタイミングの問題もございましたが、審議会からは十分な審議等が必要なため、継続して調査審議を行うと報告を受けています。文書の存在自体は

とうだいじ

元々周知はされておりました、日本大学名誉教授 永村眞教授の著作の中で 東大寺
だいぶつでんあぶらなっしょますちゆうもん
大仏殿油納所枡注文が記載されていますが、今回のものと比べて一文抜けて
いる箇所がございました。この異同について更なる調査が必要という意見がありました
ので、継続して調査審議を行うとしたものです。

太田垣委員 そもそも、これはどういった資料だったのか。

歴史博物館長 東大寺が日本各地に持っている荘園から納入される油の量について、一定の基準を
定めるために、枡の大きさ毎に示した換算表のような資料になります。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教
育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会3月定例会報告事項」について、ご報告い
たします。お手元の資料、34ページをお開き願います。まず、総務関係でございま
す。2月22日から3月24日にかけて、2月市議会定例会が開催されました。
3月7日及び8日には代表質疑が行われ、「インクルーシブな教育の推進」や「不登校
特例校の設置検討」についてなどの質問がなされ、答弁作成数は計31問でした。ま
た、3月16日及び17日には総括質疑が行われ、「電子黒板の導入」や「不登校児童
生徒への支援」、「給食費の無償化」についてなど、幅広く質問がなされ、答弁作成
数は計46問でした。次に、学校教育関係でございます。2月28日から3月24日
にかけて、学校園の卒園式、卒業式を順次執り行いました。次に、社会教育関係で
ございます。3月2日に、「尼崎市スポーツ特別賞、スポーツ賞表彰式」を執り行いま
した。また、3月23日には、「図書館を使った調べる学習コンクール教育長賞表彰式」
を執り行いました。最後に、4月の主要行事予定表でございます。4月7日、10日
及び11日に入園式、入学式が執り行われる予定です。また、18日には「令和5年度市
町組合教育委員会教育長会議」に教育長が出席される予定です。次に教育委員会
関係でございます。4月3日13時30分より市長室にて辞令交付式が予定されていま
す。こちらは徳山委員にご出席いただくこととなりますので、よろしくお願いい
たします。続いて、4月5日についてですが、15時30分より視聴覚室にて始業式
を予定しております。昨年同様に皆様にも2、3分程度、ご挨拶をいただければ
と思っておりますので、よろしくお願いいたします。最後に、教育委員会4月
定例会につきましては、4月24日15時30分からの開催で予定しています。報告
は以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告は終わります。

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。
 これをもちまして、尼崎市教育委員会 3 月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会 3 月定例会の議事の全部を終了したので、午後 2 時 4 7 分、教育長は閉会を宣
した。

尼崎市教育委員会 3 月定例会において、以上のおり議事が行われたことを記録します。